

広島県がん患者妊孕性（にんようせい）温存治療費助成事業実施要綱を廃止する要綱

広島県がん患者妊孕性（にんようせい）温存治療費助成事業実施要綱（平成 30 年 4 月 12 日制定）は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の規定による廃止前の広島県がん患者妊孕性（にんようせい）温存治療費助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第 7 条の規定により、令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に旧要綱に定める温存治療が終了し、令和 3 年 4 月 30 日まで申請を行うことができる者については、令和 3 年 4 月 30 日まで、なお従前の例による。
- 3 旧要綱の規定により助成金の交付を受けた者に対する旧要綱第 9 条の規定の適用については、この要綱の施行後においても、なおその効力を有する。